

原告 代表上野千鶴子 他12名 (原告選定当事者 寺町知正) 被告 福井県

提訴 2007年(平成19年)2月17日 福井地方裁判所民事部合議2係 弁論 同年4月25日、7月25日、10月10日 判決言渡2008年1月31日午後1時10分

(請求) 1. 被告が、原告らに対して、2006年11月20日付で行った公文書非公開決定「男女県第313号」(別紙-1)を取り消す。

(事案の概要) 本件は、原告らが、福井県情報公開条例(平成12年3月21日 福井県条例第4号)に基づいて、井県男女共同参画審議会の会議の記録(電磁的データ・テープなど)の公開請求に対する文書非公開(文書不存在)処分に関し、処分は条例解釈を誤った違法なものであると主張して、被告の処分の取り消しを求めている事案である。

(前提事実) 1. 当事者等 ア 選定者らは、各地の住民である。

イ 福井県知事は、福井県情報公開条例(平成12年3月21日 福井県条例第4号)第2条1項の実施機関であり、民事訴訟法により被告は福井県(代表者知事西川一誠)である。

ウ 公開請求権 条例第5条は(公文書の公開を請求できるもの)「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる」としている。

(公開請求と非公開処分) 1. 請求 原告らは2006年11月6日付けで「2006年11月2日開催の福井県男女共同参画審議会の会議の記録(電磁的データ・テープなど)」の公開請求をした。

2. 処分 被告は同年11月20日付で全部非公開(「公文書不存在」と)の処分をした。

3. 異議申し立て 原告らは、2006年11月21日付けで被告に異議申し立てをした。被告は、2007年1月18日付けで福井県公文書公開審査会に諮問した。原告らは、同年5月15日付けで福井県知事宛て、「2006年11月21日付けでした異議申し立てにつき、別途提訴したこともあり、異議申し立ての請求を本日をもって取り下げます。」との取り下げ書を発送、同17日に福井県担当課より受け取った旨の回答がされた。

以上

本件提訴の経過 2006年3月下旬、ジェンダー関連図書153冊が「福井県生活学習館」の書架から撤去された。

5月 2日、本件原告らは「事件に関するすべての文書」を被告に情報公開請求した。

5月16日、153冊は書架に戻された。

6月12日、被告は、前記情報公開請求に対して、書籍リストは「非公開」、関連公文書は「不存在」「一部公開」の処分をした。

が、直後に抗議を受けて処分変更し、書籍リストの「非公開」が「一部公開」に、「不存在」文書は処分変更なしで10枚が「一部公開」になった。

6月26日、原告らが「書籍リスト」のみを情報公開請求したところ、7月7日付けで被告は「一部公開」処分とした。

7月27日、原告らは、書籍リストの「情報非公開処分取消訴訟」提起を公表した。

8月11日、突然、被告は、一部公開処分を変更し、書籍リストを「全面公開」処分とした。

8月29日、原告や福井県民らは、「福井県男女共同参画推進条例」第20条第2項に基づく「苦情申出」書を提出した。

11月 2日、「苦情申出」を議題とする県男女共同参画審議会が公開で開催された。

11月 6日、原告らは、審議会の会議の記録(電磁的データ)を情報公開請求した。

11月 9日、被告から原告らの「苦情申出」に対する回答書が発出された。

【関係法令の抜粋】

● 福井県男女共同参画推進条例(平成14年11月1日 福井県条例第59号)

(相談および苦情の処理) 第21条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(福井県男女共同参画審議会) 第24条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務) 第25条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(組織) 第26条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長) 第27条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) 第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他) 第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

● 福井県情報公開条例の定める制度(関連部分)

本件条例の前文=知る権利の位置づけ

地方自治の本旨に基づいた県政を推進するためには、県が、県政を負託している県民に対して、その諸活動の状況を説明する責務を全うすることが必要であり、このことは、同時に、県民の『知る権利』の実現に寄与することでもある。

情報公開制度は、県がこのような『説明責務』を全うするための重要な制度であり、地方分権が進展し、今後ますます地方自治体と住民の自立と自己責任が求められていく中で、県民の理解と信頼を基本とする、公正で透明性の高い県政を実現する上においても、不可欠のものである。このような考え方に立って、この条例を制定する。

(趣旨、目的) (第1条) この条例は、公文書の公開を請求する権利の内容を明らかにするとともに、公文書の公開の手續その他必要な事項を定めることにより、県民の県政参加の一層の推進および県政の公正な運営の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づいた県政の推進に資することを目的とする。

(公文書の定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

(2) 県立図書館その他の県の機関において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利がじゅうぶん保障されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない。」

(公文書の公開を請求できるもの) 第5条 「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開) 第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第8号に該当するものを除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の公開の実施) 第15条第3項 公文書の公開は、文書または図画については閲覧または写しの交付により、電磁的記録については実施機関が別に定める方法により行うものとする。

(公文書の管理) 第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるとともに、これを閲覧に供しなければならない。

●福井県情報公開条例 施行規則における定め

(電磁的記録の公開の方法)

第7条第「条例第15条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 知事が保有する機器およびプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録

当該電磁的記録を用紙に出力した物またはそれを複写した物の閲覧または交付

二 知事が保有する機器およびプログラムを用いて再生することができる電磁的記録

当該電磁的記録または当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取または視聴

2 前項の実施機関が別に定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることができる。